

平成28年度事業計画

山口県の指定管理者として維新百年記念公園及び県営住宅の管理運營業務を適切に行うとともに、スポーツ、文化活動等の推進、普及啓発及び県営住宅入居者の利便性の向上を図る。

維新百年記念公園については、公平・平等な使用の観点を踏まえ、「安心」・「安全」・「快適」をモットーに高齢者、障害者等にも利用しやすいサービスを提供する。

県営住宅の管理運営については、公共、公益性の高い業務であるとの認識のもと「公平」・「迅速」・「親切」をモットーに入居者サービスの提供を行うとともに、「公正」の確保に留意しつつ、福祉施策とも連携しながら適正な管理を行う。

[維新百年記念公園]

1 管理運営の基本方針

「みどり豊かな安全・快適な都市公園」をキャッチフレーズに、次の4点を管理運営の基本方針とする。

- (1) すべての利用者に対して、利用しやすく、公平・平等な使用を確保するとともに、安全で快適な環境の提供など、質の高いサービスを提供する。
- (2) 高齢者や障害者、また子育て世代などにも使いやすい施設となるよう、利用者の立場に立った管理運営に努める。
- (3) 広大な公園施設の適切な管理を行うため、公園を愛する利用者との協働を推進する。
- (4) スポーツや文化の普及・振興、また自然環境の保全やコミュニティの促進を図るため、自主事業を展開し、公園施設の利用促進を図る。

2 管理運営の推進

(1) 利用促進の目標

スポーツの拠点施設として、また、すべての県民がレクリエーションや文化活動に親しむことができる憩いの場として、利用者のニーズを踏まえ、かつ利用者と協働しながら、利用者満足度が向上するように公園の管理運営に努める。

そのため、引き続き次のとおり、数値目標を定めて、利用の促進に努める。

項目	目標値
年間利用者数	100万人 (有料施設85万人、無料施設15万人)
維新公園ファンクラブ 会員数	1,000人

(2) 管理運営体制

ア 利用者サービスの向上と危機管理に対応するため、大会規模に応じた職員の早出出勤や増員配置を継続実施するなど、適切な職員の勤務体制を講ずる。

イ 陸上競技場で開催される J 2 リーグ戦等の大会の増加と利用形態の多様化、またトレーニングルームの利用時間の拡大等に適切に対応し、施設の的確な利用調整、天然芝の管理技術の向上、施設・器具の適正使用等を図るため、職員の対応力の向上をはじめ、組織・職員体制の充実を図る。

(3) 安心・安全な施設の提供

ア 自然災害、事故、爆弾騒動等の不測の事態に備えて、「危機管理マニュアル」を策定し、利用者や観客への避難放送や避難誘導等の手順を平準化しているが、必要に応じて改善していく。

イ 園内において、不審者や危険人物、また散策者の病気や事故の発生など、予期せぬ事故等を早期発見するため、園内の定期的な巡視を行うとともに、不審者、危険行為等の情報を得た場合は、維新公園交番に情報提供するなどして、警察との連携により危機管理の対応に万全を期する。

特に、陸上競技場における J 2 リーグ戦の開催に伴うテロや模倣犯の未然防止については、山口警察署を主体として発足した「テロ対策山口地区パートナーシップ」の関係機関等との連携を密にして対応していく。

ウ J 2 リーグ開催による公園周辺の交通対策については、現在、レノファ山口、県、山口市、警察、JR、防長交通、財団等で構成する交通対策会議において検討され、臨時駐車場の設置、JR列車の増設、その他対応策が実施されており、当財団としても、適切な提案を行うなど、その対策に協力していく。

エ 公園施設の経年劣化や樹木等の成長による施設の破損等については、職員等による危険箇所の早期発見と早急な修復を行う。

オ 火災や、地震その他の災害については、火気設備の日常点検、消防機器の定期点検を行うとともに、消火訓練、避難誘導等の消防訓練を実施する。

カ スポーツ中の安全対策として、「熱中症指標計」を大会主催者に貸し出し熱中症の防止に資するとともに、基準を超えた場合は、休憩や水分の補給などを呼びかける。また、AEDを大会関係者に貸し出し、早期の救命措置に資するとともに、公園職員が確実に使えるよう AED 講習会を実施する。

キ PM2.5（微小粒子状物質）は、健康への影響が懸念されるため、県の情報に基づき、高レベル予測の場合は、利用者に対して注意喚起の呼びかけを行う。

ク 県内で鳥インフルエンザが発生した場合、ボート池に注意喚起のサインボードを設置するとともに野鳥等の定時観測を行い、野鳥の死亡等の異常があれば、危機管理マニュアルに基づき適切に対応する。

ケ 災害等の緊急事態に備え、公園として避難所、広域輸送拠点及び臨時ヘリポートとして災害対応に協力する。（ヘリポート：①ラグビー・サッカー場 ②球技場③スポーツ文化センター前庭芝広場）

(4) 公平・平等な施設利用の確保

すべての利用者が、利用しやすく、公平・平等と納得できるよう、施設の利用調整や利用の受付について、次のように行う。

ア 全国大会、中国大会、県大会等の大会による施設使用については、開催の前年度に開催日程を調査し、大会のランク・参集者規模、施設使用度合い等を勘案して利用調整を行う。

特に、レノファ山口FCのホームゲームについては、県から優先使用を求められていることから、関係する競技団体の理解を得ながら、円滑な利用調整が可能となるよう努める。

イ 団体、グループによる練習や各種講座などの施設使用については、使用月の前月1日に、予約順番を決めるくじ引きを行い、くじで決まった順番に利用の受付を行う。

ウ 当日分の施設利用の受付は、受付開始時間を定め、同施設に複数の利用者がある場合は、くじ引きにより受付（利用コートの決定等）を行う。

エ 県が設けている「予約システム」の活用を当法人ホームページ等で周知することにより、遠隔地の利用者に対しても配慮する。

オ 施設使用に係る許可申請書をはじめとする各種申請書や届出書等については、当財団のホームページからダウンロードして入手できることとしたところであり、その活用を周知するとともに、引き続き、遠隔地利用者の申請手続きの簡素化等をはじめ、利用者の利便性の向上を図る。

(5) 利用者ニーズの適切な把握

アドバイザー会議、利用者懇話会等を開催し、公園の管理運営についての意見や要望を直接聴取するとともに、自主事業でのアンケート調査、また園内施設に設置する「ご意見箱」等を通じて、利用者の意向を幅広く聴取し、安全で使いやすい施設の運営に努める。

本年度は、公園を利用している各種団体やグループ等を対象に、公園利用者アンケート調査を実施し利用者ニーズの把握に努め、意見や要望については、当財団で実施が可能なものは改善実施し、県が行うべきものは県へ提言を行う。

(6) 市民・学校・企業・団体による「市民協働」方式の推進

ア 「維新公園ファンクラブボランティア」による植栽活動等を推進する。

イ 大会などの来園者に対する「おもてなし」対応として、多彩な樹木などを案内する「維新公園みどりのガイド」の活動を推進する。

ウ 小・中学校等の職場体験学習に協力し、児童・生徒の活動の場を提供する。

エ 利用団体、企業等の清掃ボランティア活動の受入を推進する。

(7) 弱者対策の推進

ア 知的障害者で構成されるNPO法人へ清掃業務を委託をすることにより、雇用の確保や社会復帰への一助とする。

イ スポーツ文化センターの女子更衣室内及び陸上競技場に設置している授乳室「赤ちゃんの駅」のPRに努める。

ウ 公園施設を案内した点字パンフ、音訳CDを管理事務所に備え付けて配付、貸出を行い、視覚障害者の利便性を図る。

3 自主事業の展開

収益事業による収益を活用して、「スポーツの普及・振興（障害者スポーツを含む。）」、「文化活動の普及・振興」、「自然環境・コミュニティの維持・保全」の区分で自主事業を行う。

(1) スポーツの普及・振興

ア スポーツ教室等の開催

スポーツに親しみ健康増進に寄与するため、スポーツ交流大会やスポーツ教室を開催し、スポーツの基礎技術の習得や未普及スポーツの振興を促進する。

	事業名	対象者	回	定員	備考
スポーツの普及 及振興	小学生タグラグビー交流会	小学生	1	100	タグラグビー普及
	エネルギーランナーズスクール	小中学生	1	100	陸上競技普及
	湯田温泉スリッパ卓球大会	一般	1	500	スリッパ卓球普及
競技力 ・指導 力の向 上	維新公園陸上競技教室	小中高生	15	30	砲丸投、中長距離
	クレーマージャパン陸上教室	小中高生	1	150	陸上競技普及
	少年サッカー(u-12)				
	チャレンジフェスティバル	小学生	1	200	少年サッカー競技普及
	武道広域稽古会	小中高生	1	100	空手道
	青少年武道錬成大会	小中高生	3	500	柔道、剣道、弓道
	武道指導者研修会	一般	2	50	柔道、相撲(下関)
	学校体育武道指導者研修会	中高教師	2	80	必修化対応 柔道、剣道
第7回武道祭	指導者等	1	500	10武道団体演武	
健康づ くり	親子健康体操教室	幼児親子	10	30組	親子による健康体操
	中高年健康体操教室	中高年者	25	50	ストレッチング等
	太極拳教室	〃	25	50	太極拳
	エンジョイウオーキング教室	〃	1	50	生活習慣病予防
計(15事業)			97	2,520	

イ トレーニングルームの利用促進

青少年スポーツの育成、生涯スポーツの振興を図るため、昨年、月曜日を除く平日の利用時間を全て21時までに拡大した。

そのため、利用者数が大幅に増加しており、器具の点検や利用者講習会を定期的に実施し、利用者の安全な施設利用に努める。

【利用日、利用時間】

火、水、木、金曜日：9時～21時（月曜日：施設点検日）

日、土曜日：9時～17時

【利用者講習会】

日・木曜日（第1、3曜日）

ウ 障害者スポーツの普及・振興

山口県障害者スポーツ協会と連携し、障害者スポーツ教室等を開催し、障害者スポーツの普及・振興を図る。また、タンDEM自転車で園内散策し、障害者と健常者のふれあいの場を提供する。

事業名	回	定員	備考
障害者スポーツ教室(3種目) ※	1	30	障害者スポーツ協会共催
障害者交流グランドゴルフ教室	1	30	〃
Let'sタンDEM交流会	1	30	〃
計(3事業)	3	90	

※ 1種目増

(2) 文化活動の普及・振興

野外音楽堂(ビッグシェル)において、県内で活躍する音楽団体等による演奏会等を開催するとともに、園内でのスケッチ大会、芸術フェスタ等を開催し、文化の普及・振興を図る。

事業名	回	定員	備考
ブラスソサエティ演奏会	1	500	ブラスバンド演奏会
ビッグシェルバンドクリニック	1	500	小・中学生演奏技術教室
スターダストクラブサマーコンサート	1	500	ブラスバンド演奏会
アロハカーニバル	1	500	フラダンス発表会
山口県警察音楽隊演奏会	1	500	啓発活動、演奏会
山口市立宮野中学校吹奏楽部演奏会 ※	1	500	市内中学生
山口市立鴻南中学校吹奏楽部演奏会	1	500	市内中学生
山口ウインドオーケストラ演奏会	1	500	ブラスバンド演奏会
維新公園スケッチ大会	1	100	幼・小・中学生
芸術フェスタ in 維新公園(9日間)	1	200	公園利用者の芸術作品発表会
計(10事業)	10	4,300	

※ 新規事業

(3) 自然環境・コミュニティの維持・保全

公園の自然に親しむ場を提供するなどにより、自然環境保護の意義やボランティア活動の促進を図る。

事業名	回	定員	備考
ツリーウォッチング(春、秋、冬)	3	各50	園内樹木を観察し、樹木について知識を普及する。
緑のカーテン設置イベント	1	50	保育園児のゴーヤ植栽により温暖化防止をPRする。

緑のカーテン収穫イベント	1	50	植栽したゴーヤを収穫し、感謝の気持ちを醸成する。
花壇植栽ボランティア活動 (春、秋)	2	各 100	ボランティア活動により花壇の植栽をする。
ガーデニング教室	1	40	寄せ植えの基礎を学び、草花に親しむ機会を醸成する。
バードウォッチング(2季節開催) ※ 1季節増	2	各30	園内の野鳥を観察し、環境保全の大切さを学ぶ。
計(10事業)	10	550	

合計(38事業)	7,460人	
----------	--------	--

4 施設等の維持管理

(1) 樹木・花壇の適正管理

樹木の管理は自然形を活かすことを基本とし、高木類、中・低木類の適切な剪定や施肥により美観を保持し、広葉樹は腐葉土として資源のリサイクルに努める。

経年等による危険樹木の管理については、樹木医による樹木診断を行い、診断カルテに基づく適切な管理を行う。

昨年度は約500本の樹木の簡易診断を行ったところであり、本年度から調査診断による診断カルテを作成し、樹木の健全度合い等により、病害対策や危険樹木の伐採など、適正な樹木管理に努める。

花壇の管理は、季節に応じた植え付けを行い、一部は維新公園ファンクラブの植栽ボランティアによる植え付けを推進する。

資源リサイクルの観点から、施肥には、園内の広葉樹の葉等で作った腐葉土を活用する。

(2) 芝生の適正管理

芝生の管理について、専門職員(芝草管理技術者)の技術レベルの向上を図るとともに、施設利用基準を定めてきめ細かい管理を行う。

特に、陸上競技場の芝生の管理は、J2リーグ戦等により増加する大会に適切に対応するため、芝高、施肥、エアレーション等を計画的に行う。

また、レノファ山口のJ2リーグ戦に対応するため、陸上競技場の冬芝整備(WOS)については、それに先行して整備したラグビーサッカー場の冬芝管理の実績データを参考にしながら、適切に対応する。

(3) 施設・設備等の適正管理

ア 施設・設備等は、定期的な保守点検等を実施し、予防保全の観点から、運転保守委託業者及び職員による巡視・点検により異常箇所の早期発見に努め、補修、修繕等適切に対応する。

イ ボート池は、公園利用者の憩いの場でもあり、水質保全をはじめ適切な環境の保全に努めるとともに、飛来する渡り鳥等に異変がないか観測を継続する。

ウ いこいの水広場は、4月下旬から9月下旬まで子供たちの憩いの場として開放するため、水質管理に努めるとともに、河川の水位が上昇する場合には、マニュアルに基づき閉鎖及び避難誘導を行うなど利用者の安全を確保する。

また、徒渉池は、7月20日から8月31日にかけて幼児の水遊びの場として開放するため、水質管理に努める。

(4) 県が行う改修工事の協力支援

ア テニス場中央スタンド改修工事

工事期間中は、大会開催時の利用者の安全確保や、工事の進捗に影響がないよう工事担当者等との連絡調整を的確に行い、工事が計画的に進捗するように配慮する。

イ その他の工事

その他の工事についても、工事担当者と連絡調整を密にして、公園の利用者の安全確保と工事の計画的な進捗に協力していく。

5 多様な媒体を使った情報発信

(1) ホームページによる情報発信

ホームページにより、公園の概要、利用方法、スポーツ大会・イベント情報等を発信するとともに、自主事業の案内や結果の報告、さらに、樹木や花の見ごろなど時季に応じた情報をタイムリーに発信する。

(2) 機関誌等による情報発信

ア スポーツ・文化・イベント情報等の定期発信

公園の機関誌である「公園だより」を年度当初に、「スポーツ・文化・イベント情報」を毎月毎に、競技団体や文化団体、行政機関、企業、マスコミ等に配布する。

イ 維新公園ファンクラブ通信

Webの苦手な利用者への情報発信を強化するため、公園の自主事業の案内、スポーツ大会やイベント情報、季節に応じた公園ニュース、愛読者の意見など掲載した「維新公園ファンクラブ通信（季刊誌）」を発行し、ファンクラブ会員に直接送付する。

(3) 園内掲示による情報発信

園内7箇所の公園掲示板で、スポーツ・文化・イベントの主要行事について、大会名、日時、場所等をわかりやすく周知する。

(4) 報道機関へのパブリシティ

スポーツ教室や演奏会などの自主事業開催に当たっては、報道機関に資料の事前配付を行い、情報発信に努める。

(5) 地域媒体の活用

サンデー山口、FM山口等の地域の広報媒体を活用して、自主事業開催の有料広告を掲載し、市民への周知を図る。

[県営住宅管理]

1 管理運営の基本方針

(1) 管理運営の理念

県営住宅の管理運営にあたっては、「住宅に困窮する低額所得者に住居を提供し、生活の安定と福祉の増進に寄与する。」という公営住宅の原点に立ち返り、入居者の実態を熟知し、実務に精通した職員のノウハウを最大限に活かして、公正性、公平性、迅速性に留意して業務の処理を行い、入居者の「安心・安全」な生活を確保することを目指して取り組む。

(2) 業務の執行

ア 空家募集については、年間募集計画に基づく計画的な業務執行に努めるとともに公平性を確保するため、ホームページも活用し、適時適切な情報提供を実施する。

イ 住戸の修繕等の依頼には迅速・丁寧に対応し、安心して居住できる住環境の維持・保全に努める。

ウ 個人情報取扱いに細心の注意を払い、書類の取扱い等については複数名でのチェック体制をとるなど万全の対策を講ずる。

エ 支所長会議・担当者会議を開催し、職務や意識の均質化を進めるとともに、各所の具体的事例・課題について組織的に解決していく体制を整え、確実な実行を図る。

オ 苦情については、公平かつ迅速な対応が求められるため特に留意し、かつ懇切丁寧に対応する。また、入居者の状態（高齢・障害など）に応じて適切な公共サービスが受けられるよう、関係市の福祉部門や県環境保健センターとの連携に努める。

(3) 県民サービスの向上

ア 県下全域において、均質なサービスの提供を目指しつつ、団地特性に応じた効率的なサービスを提供するため、団地自治会の活動が盛んなところでは自治会と連絡を取り、高齢化などにより停滞気味なところでは管理人協議会を設立させるなど、活動の体制や内容に応じて適切に対応する。

イ 管理人に対しアンケートを実施し、管理運営に対する評価を検証する。

2 管理業務の実施方針

(1) 入居関係事務

ア 募集については、年間600戸を目標に、応募倍率が可能な限り低倍率となるよう、計画的に実施する。

(平成28年度計画)

支所	5月募集	8月募集	11月募集	2月募集	支所合計
岩国	15	15	13	12	55
周南	37	35	30	28	130
山口	40	37	35	33	145
宇部	32	32	31	30	125
下関	37	37	36	35	145
計	161	156	145	138	600

イ 募集情報は、対象住戸が確定次第、財団の県営住宅専用ホームページの掲載のほか、幅広く周知するため各市広報誌に掲載を依頼する。募集案内や募集团地一覧表は、各支所窓口での配布だけでなく、関係市における住宅・福祉などの担当窓口へ届け、募集月の初日には配布できる体制を整える。

なお、ホームページについては、入居希望者や入居者の視点に立った、よりわかりやすい内容となるよう整備を行っているところであるが、本年度は入居者がよりわかりやすい内容となるよう改訂した「入居者のしおり」をもとに整備・充実を図る。

ウ 申込期間中には入居申込書（ハガキ）の事前審査を行い、記載の不備や誤りがあっても直ちに失格・返送とはせず、申込者本人に連絡して、申し込みの意向に沿うよう資格の確認を行う。本人による訂正が期限内に実施不可能と見込まれる場合、単なる書き漏れなど軽微なものであれば、本人了解を得て追記・訂正を行う。

エ 抽選は、団地入居者の代表として団地管理人2名の立会いのもとで公開抽選を行い、抽選結果表を管轄支所、立寄所、財団ホームページに速やかに掲示する。当落を知らせる抽選結果通知ハガキは申込者全員に当日中に発送し、当選者に対する資格審査案内も1両日中に発送する。

オ 仮当選者に対する入居資格審査は、条例や業務処理要領に従い、適正かつ厳格に行う。事務的審査の終了後は速やかに暴力団員属性照会を行う。

(2) 使用関係事務

ア 翌年度の家賃を決定するための収入報告が未提出の者に対しては、入居者の都合に合わせるなど接触を図り、申告の意義や必要性を説明し、提出指導を行う。

イ 家賃減免制度については、周知の徹底を図り、適用基準に従い、公正に処理する。

ウ 家賃等の納付は、基本的に金融機関での口座振替を勧め、窓口支払の手間を極力省く。金融機関の営業時間外に直接各支所の窓口で収納した場合は、現金出納簿に現金の出入りを記帳し、必ず複数の職員で現金と領収書と納付書とを照合し、金庫に保管する。翌営業日には同様に金融機関入金前、入

金後にそれぞれ照合し、確認する。

- エ 原則として、2ヵ月以上の家賃滞納者については、所定の文書督促に加え、電話や巡回時の訪問による督促を行う。併せて滞納整理票を個別に作成して交渉内容を記録し、早い段階での滞納解消を図る。
- オ 電話や巡回時の訪問による督促で、病気や失職などの理由により滞納が発生していることが判明した場合には、本人と面談の上、家賃減免制度の説明や、分割納付の誓約をさせるなど、個別の事情を勘案した実現可能な滞納整理計画を作成し、実施を指導する。
- カ 生活保護世帯にあつては、市福祉事務所と連携し、住宅扶助費の代理受領制度を積極的に活用する。
- キ 高齢単身者にあつては巡回時に訪問するなどのほか、管理人、民生委員又は連帯保証人と緊密に連絡を取り合つて見守り体制を構築する。また、連帯保証人とは別に緊急時の連絡先を本人より取得し、万が一の迅速な対応に備える。
- ク 罹災による入居申込みには、緊急性に配慮し、ただちに現地を調査して被害状況を確認した上で県に進達し、速やかな入居対応に努める。

(3) 明渡し等関係事務

- ア 退去検査においては、所定のチェックリストに基づく均質な検査を実施し、退去者に入居時の原状回復レベルの修繕を求める。また、退去検査時に室内の劣化状況も併せて点検する。退去者負担分の修繕について、修繕委託業者以外での補修を退去者が要望する場合は、当該修繕にかかる仕様書を示して品質の保持に努める。

(4) 修繕事務

- ア 緊急を要する修繕については、地域性を考慮して県下121団地を22の区域に分け、その区域ごとに管内の修繕担当業者（年間一括契約）を前年度末に指定し、夜間・休日を問わず、24時間ワンストップ体制により速やかに対応する。
- イ 計画修繕にあつては、県住宅課と住宅の劣化状況を協議調整し、緊急性の高いものから優先順位を定め、効率的かつ計画的な実施に努める。
- ウ 小修繕や一般修繕にかかる工事費の積算には、特殊な複合単価が必要なことから、毎年度末に県下全域を対象として独自に単価調査を行い、均質な設計単価の作成、修繕費の平準化・低減化に努める。
- エ 建築基準法に示されている建物本体の定期点検を行い、各設備についても関係法令に従い、適切に保守点検を行う。
- オ 遊具については、遊具台帳を備え、新たに作成した遊具点検マニュアルに従い、月2回の専任管理人による点検と、年1回の専門家による定期点検を実施する。点検の結果、安全性に問題があると判定された遊具は、直ちに使用禁止の措置を講じ、速やかに修繕を行う。

(5) 駐車場の管理関係事務

ア 入居者で構成する駐車場管理組合と、年度当初に駐車場の管理に関する委託契約を締結し、年度末に管理状況の確認を行う。

イ 2台以上の車両を県営住宅の敷地内に持ち込むことがないように、入居説明会や管理人会議などの機会をとらえ、入居者の理解と協力を求める。

(6) 建替事業関係事務

ア 円滑な入居が図られるよう、入居予定者を対象とした住戸見学会を開催する。

イ 建替に伴う移転先の部屋割りは、原則として抽選により行うが、高齢者や身体障害者で、低層階を要望する者に対しては、抽選によらず希望の住宅へ入居できるよう、他の関係入居者の同意を得るべく調整に努める。

(7) 管理人関係事務

ア 毎年度6月上旬までに、または必要に応じて、管理人会議を開催し、その業務内容や必要事項を伝えるとともに、県営住宅の管理に関する意見や要望等を聴取する。また収入報告の配布を依頼する。

(8) 電算処理関係事務

ア 当選者の新規入居、既入居者の家族の増減、家賃の減免、所得の更正、管理人の交代などを遅滞なく正確にシステムに入力し、入居者や管理人の直近かつ正確な情報が得られるように努め、入居者からの種々の照会に速やかに対応する。

イ システム端末機は、定期的にパスワードの変更を行い、不正使用を防ぐ。

(9) 窓口業務等

ア 全支所は午後7時まで電話対応などの窓口業務を行い、管理課は平日午後8時まで行なう。

イ 午後7時以降の支所への電話は管理課に転送し、午後8時まで管理課において山口支所の待機職員が輪番で対応する。また、立寄所においても、不在日や巡回留守中の電話は管轄支所に転送し、管轄支所職員、もしくは管理課待機職員が対応する。

(10) 緊急事態対応

ア 災害、事故、緊急を要する修繕や、単身入居者等の安否確認の必要がある場合は、休日夜間を問わず対応する。このため、毎年度当初には管理人を通じ、緊急連絡先を通知する。

イ 災害が見込まれる気象警報発令時や台風の接近時には、入居者に対し注意

喚起し、修繕工事中にあつては仮設物の飛散防止対策を施すなど事前の巡回点検を実施する。警報発令時には当直職員を配し、当該警報が解除されるまで24時間体制で災害等の緊急対応に備える。

ウ 団地内で事故や火災等が発生した場合は、速やかに県に報告するとともに、現地に急行し、警察・消防と連携して情報を収集し、必要な措置を講ずる。また、管理課においては、現地対応職員と連携し、被害状況を県に随時報告する。

エ 緊急を要するライフラインの修繕については、団地に対し、年度当初に指定している修繕業務委託業者のほか、給水施設、ガス、エレベータなどの管理業者に連絡し、夜間・休日を問わず、早急に復旧など必要な措置を講ずる。